

令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会 会議録（概要）

- 1 日 時** 令和7年7月10日（木）午後2時から午後3時40分まで
- 2 場 所** 米子市淀江支所2階 大会議室
- 3 出席者** (委 員) 山内会長、宮松委員、北農委員、陶山委員、小椋委員
(事務局) 深田事務局長、安達消防局長、米田事務局総務課長、吉木消防局
総務課長、本池施設管理課長、近藤事務局総務課長補佐、高橋施設
管理課長補佐、小林施設管理課施設長、安田施設管理課担当課長
補佐、高田消防局総務課長補佐、足立消防局総務課担当課長補佐、
相野事務局総務課係長、池田事務局総務課係長、中原事務局総務
課主任

- 4 傍聴者** 1名

5 審議会の概要

【委嘱状の交付】

- 開会に先立ち、小椋委員に対し管理者米子市長に代わり深田事務局長より委嘱状を交付（委嘱期間：令和7年5月7日から令和8年4月19日まで）

【日程1 開会】午後2時

- 審議会条例に基づき、審議会の成立要件（委員の半数以上が出席）を満たしていること、原則として公開で進行することを確認

【日程2 会長あいさつ】

(山内会長) ご多忙のところご出席いただき大変感謝している。本日は令和6年度予算の入札及び契約の中から委員から審議希望のあった案件について調査審議を行う。本日の審議を通して、組合の入札や契約の透明性、公平性が確保され、より適正な執行につながるよう、実のある会議にしたい。

【日程3 報告事項】

(1) 本組合の入札制度の概要について

(2) 隨意契約の状況及び入札参加者の辞退理由等について

- 事務局より、本組合の入札制度の概要について説明
- また、令和6年度予算に係る契約案件のうち、随意契約の件数及び理由、入札の辞退者が発生した案件数、辞退者数及び辞退理由、入札で失格者が発生した案件数、失格者数及び失格理由について報告。また、入札で失格となった者のうち、最低制限価格を下回って失格となった事業者に対し実施したアンケート結果について報告
- 質疑応答

(宮松委員) 最低制限価格を下回って失格となった者に対して実施したアンケート結果について、最低制限価格の算出方法に対する回答のうち「その他」というのは具体的にどういうことか。

(近藤事務局総務課長補佐) アンケートの選択肢で「その他」が選ばれていたが、具体的な内容については把握していない。

【日程4 審議事項（入札及び契約の運用状況について）】

- 令和6年度予算に係る契約案件のうち、各委員が事前に指定した契約案件等について質疑を行い、事務局が説明を行う形で審議を行った。

【案件番号1 「江府消防署移転新築建築主体工事」について】

(山内会長) 「江府消防署移転新築建築主体工事」について、請負業者の中に、親会社が西部広域にない会社名がある。西部広域内の業者をできるだけ請負業者とする考えはあるかないか。

(近藤事務局総務課長補佐) 西部圏域内の業者をできるだけ請負業者とする考えはある。

本組合の入札参加条件の設定については、親会社ではなく、本店所在地の要件を設定しており、地元業者で十分対応できる工種については、本店所在地が西部圏域内という要件設定としている。

(深田事務局長) 本店というのは主たる営業所ということで、この場所で主な事業活動をしている。西部圏域内の業者を出来るだけ請負業者としていこうという考えはある。

【案件番号1 「江府消防署移転新築建築主体工事」について】

(山内会長) 「江府消防署移転新築建築主体工事」について、共同企業体を3社、4社とすることの問題点はないか。

(近藤事務局総務課長補佐) 共同企業体発注の趣旨としては大規模な工事や技術的難度の高い工事を確実かつ円滑に行うもの。本組合では、運用基準を定めて、設計金額が2億円以上の工事や高度な技術を要する工事について共同企業体を対象とした発注を行っている。発注にあたっては、工事の規模に応じて、2~4者の構成員数の基準を設けている。問題点というより利点が大きいと思われる。複数の共同企業体となれば、西部広域圏域内の地元企業が、単独では難しい大規模な工事への入札に参加できる、人員の確保が行いやすくなる、現場で共有されるさまざまな技術を習得できるなど。共同企業体発注により、地元企業の受注の機会が確保される。

(山内会長) 利点についてはわかっているが、例えば2億円程度の工事ができる業者が、本来なら1者ずつが入札に参加したいと思っているのが、3者一緒になって入札することになると、共同企業体の発注をすることで競争を減らすことになる。

(深田事務局長) 共同企業体を3者で組む場合、代表者が出資割合や技術要件が高い形となる。代表者は構成員を2者見つけないといけないというハードルがあるが、構成員の要件を代表者より下げて設定するなど編成しやすい要件を設定している。

(宮松委員) メリットとして、構成員の1者が工事を続けることができなくなった場合の保証という意味合いもある。

【案件番号1 「江府消防署移転新築建築主体工事」について】

(北農委員) 「江府消防署移転新築建築主体工事」について、2者の辞退理由「技術者の配置が困難になったため」というのは、具体的には「どのような技術者」が「どの程度不足していた」のか。それぞれに聞き取りをしていたのであれば教えていただきたい。県内に技術者が不足しているために今後も競争とならない場合に、落札率100%が増えてしまうことを危惧する。

(小椋委員) 「江府消防署移転新築建築主体工事」について、2者とも辞退理由が技術者の配置とあるが、そもそも人材が不足しているのか、又は場所が江府のため効率良く配置できないのか、詳しく確認しておく方がよいのではないか。今後、市内でなく遠方である可能性もあると思う。

(宮松委員) 「江府消防署移転新築建築主体工事」は、4億円超えの高額工事であるにも関わらず、指名後の2者の辞退で1者入札となっている。今後も施設の延命化を図るため計画的に同様の改修工事等を発注されるが、入札参加者がおらず、結果、入札取り止め事案が発生するのではと危惧する。現時点で、対策検討等されている点があれば説明願いたい。

(近藤事務局総務課長補佐) 北農委員と小椋委員の質疑について、本案件に係る配置技術者の要件は、代表者は「構成員のいずれかが、平成21年度以降に単独又は共同企業体の構成員として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄筋鉄骨コンクリート造の建築物で、1棟の延べ床面積600平方メートル以上のものの新築、改築、増築又は大規模改修の工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した実績を持つ建設業法に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、かつ、当該いずれかの構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、本件工事に専任で配置することができる。」

その他構成員については、「建設業法に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、かつ、当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、本件工事に専任で配置することができる。」

各業者は、上記条件を踏まえ、具体的に誰を技術者として配置するか、入札参加申込時に届け出ている。入札参加申し込み後に、工期が重なる他の案件への配置が決定したため、技術者の配置が困難になったと伺っている。地理的要因や人材の不足の程度については聞き取っていない。

宮松委員の質疑について、予定価格が1億5000万円以上の工事は公募型指名競争入札により執行している。対策としては、公募型指名競争入札の入札参加資格要件に関することは建設工事等指名審査委員会に諮って決定することとしているが、辞退が出ることも想定して、必要な程度を超える厳しい条件を設定し入札参加者を限定することのないよう留意している。具体的には、当該案件の入札参加資格要件の審査では、今回新築する建物の構造は「鉄筋コンクリート造」であるが、施工実績の条件に「鉄骨造」の施工実績も含めることについて審査会の中で検討した結果、特に支障がないという結論に達し、「鉄骨造」の施工実績も含めることとし、入札参加者を限定されることのないようにした。

(宮松委員) 不測の事態が起こった時には条件を緩和し、入札ができないという状況を避けるという考え方をもっているということか。

(深田事務局長) 「鉄筋コンクリート造」と限定してしまうと施工実績がかなり限られるということが想定されたので、あらかじめ内部の指名審査会の中で、「鉄骨造」も条件に設定してもいいだろうかということを話し合わせていただいた。施工に支障のない範囲でなるべく要件を広げて発注しようとしている。

(宮松委員) 今後もそういう考え方で、入札ができないという状況を避けるためにいろいろ工夫していかれるということか。

(深田事務局長) はい。

【入札案件全体について】

(小椋委員) 全体的に入札時より資材、人件費等の価格が高くなり、契約時に辞退という事例はあるのか。

(近藤事務局総務課長補佐) 入札時から資材・人件費の高騰により、契約時に辞退、落札後の辞退、契約を締結しないということに至った事例はない。

入札参加申込から入札までの間に、予定価格の範囲内での応札が困難として入札を辞退されるケースはある。

(本池施設管理課長) 予定価格の算定根拠としている設計金額は、発注時点で最新の単価を用いて積算している。労務費の積算では、公表されている当該年度の最新の公共工事設計労務単価を採用している。材料費の積算では、公表されている刊行物の発注時最新の標準単価を採用し、標準単価がない資機材は、発注時の最新の業者見積を採用している。参加業者は設計図書や工事概要により、工期内の資材・人件費高騰をある程度予見し、設計金額から採算性を判断したうえで、応札されていることから、落札後、辞退に至らないのではないか。

(山内会長) 落札して契約しないとペナルティーがあるのではないか。

(近藤事務局総務課長補佐) ペナルティーを課す可能性はある。(指名停止：1か月以上1年以内)

【案件番号 5 「リサイクルプラザ計量システム補修工事」、案件番号 11 「江府消防署移転新築電気設備工事」について】

(陶山委員) 「リサイクルプラザ計量システム補修工事」は、工事成績が他の案件と比べて著しく低い。どういう点が不十分だったのか、施工業者に対し、何か指導などは行っているのか。

(宮松委員) 「リサイクルプラザ計量システム補修工事」の評価点数 56 点について、低評価となったことについて、内容説明をお願いしたい。また、実施要領上では、今回だけでは、ペナルティーは無いようだが、何らかの指導等がなされたのか。

「江府消防署移転新築電気設備工事」は、「リサイクルプラザ計量システム補修工事」と同じ請負業者が現在工事履行中である。これらの工事の工期が一部重なっていることもあり、評価点数が 65 点以上の適正な工事完成を期待するところだ。指導等対策していることがあれば説明願いたい。

(北農委員) 「江府消防署移転新築電気設備工事」は、複数年度の契約によるため工事成

績がまだ出ていないが、中間の進捗状況を教えていただきたい。工事成績 56 点の「リサイクルプラザ計量システム補修工事」と同じ業者が請け負っているので、こちらの工事については問題なく進んでいるか心配している。低い成績が付きそうなことが予想されるのであれば、途中で指導を入れてほしい。

(安田施設管理課担当課長補佐) 「リサイクルプラザ計量システム補修工事」の工事成績について、低評価、56 点となった理由は 配置技術者、施工管理、工程管理及び出来形の 4 項目において評価が「d」となり、総合的に工事成績が 56 点となったものである。具体的な事項、不十分であった点は、配置技術者について、現場代理人から監督員への報告、協議、資料の整理について書類の提出及び修正するよう求めたが、提出の遅滞が多く見られた。施工管理について、調整や打合せの記録や保守管理に関する資料などについて、施工計画書の記載内容と実工事が異なることがあり、施工管理に支障をきたす場面があった。工程管理について、実施工程表の工事着手前の提出、関連工事との調整について、月間工程表と実工程との乖離、作業の遅滞等があった。出来形及び評価点について、設計図書における適切な施工や、施工計画書で定めた出来形の管理が行き届かず、完成後の実働においてシステム修正等の対応を度々要した。

施工業者への指導については、契約時など適宜、工事内容、施工管理、提出書類についてのポイントを説明し、施工完了時や完成検査時に、今後の参考として、施工管理、各種記録、提出書類の改善点について指導した。

工事成績によるペナルティーについては、本組合の参加希望型指名競争入札では、工事成績について、過去 2 年間に 60 点に満たない評定を受けた工事の施工件数が累積 2 件となった者や評定点が 50 点に満たない評定を受けた工事を施工した者に対して、3 か月間不指名とする取り扱いとなる。

(高橋事務局施設管理課長補佐) 宮松委員の質疑について、工期は重なっているが、技術者は確保できている。毎月、技術定例会と総合定例会を開催し連絡を密にして工事を進めている。各定例会では複数の人員により施工状況等を協議し確認している。施工監理については、委託で実施している。

北農委員の質疑について、設備工事は建物が出来てから工事が進行していくため、令和 6 年度末の進捗状況は 2 月の積雪により、令和 6 年度末の計画進捗率 12.5% に対し実績は 6.4% と遅れていた。しかし令和 7 年 5 月末には計画進捗率 21.00% に対し 20.88% と遅れを取り戻している状況である。「江府消防署移転新築電気設備工事」においては、書類提出も現場作業も順調に進んでいる。「リサイクルプラザ計量システム補修工事」と同じ業者であるが現場代理人は異なる。低い成績が付きそうなことが予想されるのであれば、適時指導を入れていく。

~~~~~  
**【案件番号 1 「江府消防署移転新築建築主体工事 ほか」、案件番号 4 「リサイクルプラザ計装設備補修工事」について】**

**(山内会長)** 「複数年度」の記載が何か所かある。複数年度の契約の問題点は。単年度ごとは無理なのか。

**(陶山委員)** 複数年度の債務負担行為により発注している契約で「リサイクルプラザ計装

設備補修工事」だけ工事代金の支払いが令和6年度の支払いはなく令和7年度のみの支払いとなっている。その理由は何か。

**(高田消防局総務課長補佐)** 複数年度契約となった経緯について「江府消防署移転新築建築主体工事」、「江府消防署移転新築電気設備工事」及び「江府消防署移転新築機械設備工事」は、いずれも江府消防署移転新築に関連する工事であり、工事内容等から工期を13ヶ月で設定している。一体不可分の工事内容であると認識している。工期の短縮ができなかったかという点については、令和6年度から正式に週休2日制度を導入したこともあり、短縮は難しい状況であった。なお建築主体工事については、当初の予定どおり公募型指名競争入札を経て、当組合8月議会の議決を受け本契約となり、8月末から着工していることからも、単年度契約が困難であった。

当該3工事における複数年度契約の問題点について、予算支出は单年度毎であることから 次年度の予算確保、各年度における前払金の処理、出来高払いのための出来形検査など、発注者及び受注者とも若干の事務処理は増えているが、工事の進捗管理については、現時点では問題は発生していない。

**(安田施設管理課担当課長補佐)** 「リサイクルプラザ計装設備補修工事」の工事内容は、リサイクルプラザ計装設備、インバーターなどの部品交換及び試運転調整を行う工事である。単年度ごとの契約の可否及び複数年度の債務負担行為とした理由は、当初予算時の見積徴取において、見積業者が示した納期に基づき、工期を設定している。当該工事については、世界情勢の不安定化による半導体不足等により、インバーターなどの納入に1年以上の時間を要することが事前に確認されていたことから、その納期を考慮し、複数年度の債務負担行為により発注したものである。工事代金の支払いが令和7年度のみとなっていた理由は、契約締結日から実際に施工するまでの間、請負業者は、部品の納品を待つだけであり、準備作業が生じないため、実際の施工までの工事経費は、ほとんど発生しないことから、工事費の支払いを令和7年度の完成後としていた。翌年度完成予定が今年度完成となった理由は、契約後に、納入に時間を要するとした部品の納期が早まったことから、令和6年度内に工事が完成したことにより令和6年度内に支払いを行った。今後も、部品、材料等の納期を鑑み、工期を定め、発注したいと考えている。

**(山内会長)** 話は分かるが、例えば3年かかる工事の支払が3年後だとすると、1年目、2年目に耐えうる業者はいないかもしれない。そういうこともあるのではないか。

**(近藤事務局総務課長補佐)** 複数年度の契約でも、それぞれの工事の進捗に応じて工事代金を支払うことができるので、必ずしも完成払いというものでもない。

**(深田事務局長)** 6年度、7年度に分けていたが、当初の計画では、6年度は部品が入るのを待っているということで出来高がない。業者の方も工事関係資材がないという計画であった。こういうケースはまれであるが、通常は出来高に応じて支払いを行っている。

#### 【案件番号11「江府消防署移転新築電気設備工事」について】

**(北農委員)** 「江府消防署移転新築電気設備工事」について、1者が最低制限価格を下回り失格となっているが、失格となった業者の入札金額と予定価格との比率を見ると91.18%で、落札した業者の91.20%と0.02%の差しかない。落札しても決しておかしくない価

格の提示になっているように思える。最低制限価格をどのように設定したか、またその設定の妥当性について教えていただきたい。

**(高田消防局総務課担当課長補佐)** 最低制限価格は地方公共団体が入札により工事の請負契約等を締結する場合において、契約の内容に適合した履行、いわゆる質の担保を確保すること、また、受注者においても、下請けへのしわ寄せや、労働条件の悪化などの問題が生じかねないことから、あらかじめ設定しているものである。当組合においても建設工事最低制限価格設定要領を設けており、本案件については直接工事費及び共通仮設費の合計額、現場管理費の額の10分の8に相当する額並びに一般管理費の額の10分の5.5に相当する額の合計額となる。それぞれの費用については、当組合施設管理課建築工事担当が作成する工事内訳書にて設定している。設定要領は、米子市を参考に作成している。また、工事内訳書は、設計委託した業者から提出された内訳書を精査し、直近の人件費等をもとに算出しているため、妥当性のあるものと認識している。今回は結果として最低制限価格が91.19%となり、わずかな差で1者失格となつたが、受注意欲のある業者が落札を希望した結果だと考えている。

~~~~~

【案件番号1「江府消防署移転新築建築主体工事 ほか」、案件番号2「リサイクルプラザ回転式破碎機主要部補修工事」、案件番号6「米子浄化場水質計器補修工事」、案件番号7「米子浄化場脱水設備補修工事」、案件番号10「リサイクルプラザ防爆ボイラー補修工事」、案件番号14「江府消防署移転新築機械設備工事」について】

(小椋委員) 参加希望型で1者しか参加がないのは、特殊な発注のためか。

(山内会長) 「参加者数」の欄に1者とか2者という記載がある。競争入札にならないのではないか。

(近藤事務局総務課長補佐) 本組合の入札方法は、郵便入札で行っており、入札参加者は、入札書を配達日指定郵便により郵送するため、事前に入札参加者が一堂に会することがなく、開札時にならないと入札参加者数がわからないため、競争性は確保していると考える。

(安田施設管理課担当課長補佐) 「回転式破碎機主要部補修工事」は、リサイクルプラザの回転式破碎機主部における摩耗部品の交換、肉盛り溶接補修、整備及び試運転調整を行うものである。施工時期について、各部の損耗状況により、工期内において施工時期を見直すことがあり、また設備稼働への支障を最小限とするため、休日を含めた施工期間を設定するとしている。回転式破碎機の主要な部分に関する交換・補修を行うものであり、施工難易度は高いが、破碎機等の類似した補修を経験した業者であれば施工可能と考えている。また、補修部品についても機器メーカーから購入可能であり、過去に地元業者が施工した実績もあるため、特殊な工事ではないと考えている。

「リサイクルプラザ防爆ボイラー補修工事」は、リサイクルプラザの回転式破碎機内部に、防爆用として吹き込んでいる蒸気を発生させるボイラーを補修するものであり、工事内容は、既設防爆ボイラー及び廃熱蒸気加熱器などの撤去・据付を行い、既設の防爆システムとの連結調整を行うものである。当該工事の発注区分は、管工事としており、防爆システムとの連結調整はあるが、特殊な工事ではないと考えている。

参加者の数が少なかった理由については、業者の都合により、技術者の確保が困難であった可能性や、公共工事を含めた他の様々な工事がある中で、工期及び金額が参加しづらい条件となつた可能性があると考えている。

(深田事務局長) 今の説明の中で申しあげたとおり特殊な工事ではない。にもかかわらず1者しかないというのは、実情としては技術者の確保などあるのではないかと思う。以前は5者なら5者指名して、こちらが指名した業者が入札に参加するというやり方であったが、今は参加希望型ということで、手を挙げた業者しか指名しないやり方のため、違いはある。それでは会長が言われるよう競争性が薄れてしまうということにもなるかと思う。これは難しい課題ではあるが、工夫できる工事については工夫しながら参加してもらえる業者を探してみる努力はしていきたい。

(山内会長) 是非いい方向に、にぎやかな入札になるようお願いしたい。

~~~~~

#### **【案件番号14「江府消防署移転新築機械設備工事」について】**

**(宮松委員)** 「江府消防署移転新築機械設備工事」について、当該案件は、設計内容の不備理由で入札中止となっているが、「江府消防署移転新築建築主体工事」と「江府消防署移転新築電気設備工事」に関する機械設備工事であり、入札のタイミングは重要ではと思うが、今後の再発防止対策は取られているか。

**(高橋事務局施設管理課長補佐)** ご指摘の通り建築主体と電気設備案件に関する機械設備工事であり、入札のタイミングは重要である。本案件は設計委託をしたものだが、図面と設計書の部材数量違いが判明し公表を取下げたものである。設計委託による成果品の内容を、より厳格に精査して再発防止に努めている。

~~~~~

【案件番号18「リサイクルプラザ搬送設備補修工事」について】

(宮松委員) 「リサイクルプラザ搬送設備補修工事」について、当該案件は、全参加者が最低制限価格を下回るという、2回の不調を経て、3回目でやっと入札が成立しているが、この原因について説明願いたい。

(安田施設管理課担当課長補佐) 予定価格の根拠としている設計金額の積算に当たっては、廃棄物処理施設点検補修工事積算要領に基づき、鳥取県が定める土木工事実施設計単価、営繕工事標準単価、刊行物などの標準単価をもとに積み上げ積算するが、標準単価がないものは、業者から見積もりを取り、業者の見積価格を採用し、積み上げた積算金額を予定価格の根拠としている。見積単価は、入札公告日の約1か月前に徴取した見積を採用しており、直近の価格を反映したものである。これらにより、設計金額を算出し、予定価格としたものである。最低制限価格については、積算した設計金額から計算される直接工事費、共通仮設費、現場管理費などの各経費により、最低制限価格を計算したものである。応札者が最低制限価格を下回る理由として考えられるのが、各社が工事を受注するために可能な限り低価格の見積を提出したことにより、最低制限価格を下回ったのではないかと考えている。

~~~~~

#### **【案件番号19「リサイクルプラザ油脂類交換工事」について】**

**(山内会長)** 続いて「リサイクルプラザ油脂類交換工事」に関する審議を行うが、審議内容に非公表の内容が含まれるため、非公開とする。

**(傍聴者退室)**

**(陶山委員)** 「リサイクルプラザ油脂類交換工事」について、落札率が低く、落札業者だけ見積額が低いわけではなく他の業者も予定価格より低い価格で見積を出している。予定価格の算定は適正であったのか。

**(安田施設管理課担当課長補佐)** 「リサイクルプラザ油脂類交換工事」はリサイクルプラザの各機器の油脂類の交換を行う工事である。予定価格が130万円以下の工事は、見積合わせによる業者を決定できるとなっており、この場合は最低制限価格が設定されないため、各業者が工事を受注するために、可能な限り低価格の見積を提出したことによるものと考えている。予定価格の根拠としている設計金額の積算に当たっては、廃棄物処理施設点検補修工事積算要領に基づき、鳥取県が定める土木工事実施設計単価、営繕工事標準単価、刊行物などの標準単価、業者の見積価格などにより設計金額を算出し、予定価格としたものである。今後の対応についても、土木工事実施設計単価、営繕工事標準単価、刊行物などの標準単価を参考に、より実態に近づけた設計金額を算出したいと考えている。

~~~~~

【案件番号22「米子浄化場ロータリーアトマイザーほか補修工事」について】

(宮松委員) 「米子浄化場ロータリーアトマイザーほか補修工事」について、当該案件、毎年同じ請負業者との2号随意契約については、昨年、落札率の高さについて質疑させていただいたが、今回是正が見えるのは、取組みをした結果なのか。

(小林施設管理課施設長) 昨年の審議会で、本工事が2号随意契約であり、落札率が非常に高いことと、今後の発注方針について質疑があった。それに対する回答として、設計用見積を業者から徴取し、査定のうえで、下水道用設計積算要領に基づいて予定価格を算定している。高落札率の理由は、業者が当初高額な見積を提示し、その後、段階的に金額を下げた結果、落札率が高くなつたと考えられる。落札率が高くても、予定価格自体が業者見積から査定して減額した金額であるため、積算方法に問題はないとの立場を説明させていただいた。今後の発注方針については、引き続き、業者見積の徴取と積算要領に基づいた査定で予定価格を設定していくことへの理解を求めた。

今回、令和6年度の対応と結果については、昨年と同様に見積徴取・積算を実施し、見積合わせを行った。1回目の見積合わせで予定価格を下回る結果となり、落札率は(非公表)という結果になった。前年度の状況を踏まえ、業者が落札を意識して見積額を抑えたと推察される。

(宮松委員) 今後もいい交渉をしていただきたい。

~~~~~

**(山内会長)** 以上で全案件の審議を終了する。審議会意見の取りまとめを行うが、委員の皆さんからご意見等があれば発言いただきたい。

**(特に意見等なし)**

**(山内会長)** この審議会の内容については、事務局の方で取りまとめをお願いしたい。

## 【日程5 その他】

**(米田事務局総務課長)** 昨年度の審議会での陶山委員からの質問「事前公表されている予定価格を超過した入札がなされた場合の対応」について検討するとしていた件について報告する。改めて構成市町村の状況を確認したところ、「失格」としている市町村が複数確認できた。このような状況を踏まえ、本組合としても「失格」もやむを得ないと考え、今後、このような対応方針としたい。

## 【日程6 閉会】午後3時40分

**(山内会長)** これをもって、令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会を終了する。